

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年12月19日認可した。

平成27年1月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西渡池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）成願寺地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）小津森地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）油山地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）向王子地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）中新田地区